

議案第 17 号

羽曳野市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市敬老祝金条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

高齢化の進展に伴う受給対象者の増加に対し制度を継続するため、現金での支給から物品での支給を可能とするとともに、高齢者の福祉の一層の増進を図るため、受給資格を国の百歳高齢者に対する贈呈事業とあわせ年度内に誕生日を迎える者と改める等その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市敬老祝金条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市敬老祝金条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 158 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「給付して」を「支給して」に改める。

第 2 条を次のように改める。

(受給資格)

第 2 条 敬老祝金は、次の各号のいずれにも該当する者に支給する。

- (1) 敬老祝金を支給する日が属する年度内において 77 歳、88 歳及び 100 歳の誕生日並びに 101 歳以上の誕生日を迎える者
- (2) 毎年 9 月 1 日現在において、当該日が属する年の 4 月 1 日から引き続き本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく住民基本台帳に記録されている者

第 3 条の見出し中「給付」を「支給」に改め、同条中「有する者」の次に「(以下「受給資格者」という。)」を加え、「給付する」を「支給する」に改め、同条第 1 号中「満 77 歳」を「77 歳」に改め、同条第 2 号中「満 88 歳」を「88 歳」に改め、同条第 3 号中「満 100 歳」を「100 歳」に改め、同条第 4 号中「満 101 歳」を「101 歳」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する敬老祝金は、必要に応じて敬老祝金相当額の物品に代えることができる。

第 4 条を削る。

第 3 条の 2 に次の 1 項を加え、同条を第 4 条とする。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者に特別な事情がある場合は、当該年度末まで支給を延長することができる。

第 5 条を次のように改める。

(資格の喪失)

第 5 条 受給資格者が当該年度内において敬老祝金を受領しないときは、当該年度に

おける敬老祝金の支給を受ける資格を失う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 30 年度における敬老祝金の受給資格者に係る改正後の第 2 条第 1 号の規定の適用については、同号中「敬老祝金を支給する日が属する年度内」とあるのは「平成 29 年 9 月 2 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間」とする。

羽曳野市敬老祝金条例 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、羽曳野市に居住する高齢者に対し敬老祝金を支給して敬老の意を表し、併せてその長寿を祝福し、かつ、その福祉を増進するとともに市民の敬老思想の高揚に資することを目的とする。</p> <p><u>(受給資格)</u></p> <p>第2条 敬老祝金は、次の各号のいずれにも該当する者に支給する。</p> <p>(1) 敬老祝金を支給する日が属する年度内において77歳、88歳及び100歳の誕生日並びに101歳以上の誕生日を迎える者</p> <p>(2) 毎年9月1日現在において、当該日が属する年の4月1日から引き続き本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(支給の額)</p> <p>第3条 敬老祝金は、次の各号に掲げる受給資格を有する者(以下「受給資格者」という。)の年齢の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 77歳の者 10,000円</p> <p>(2) 88歳の者 20,000円</p> <p>(3) 100歳の者 100,000円</p> <p>(4) 101歳以上の者 50,000円</p> <p>2 前項に規定する敬老祝金は、必要に応じて敬老祝金相当額の物品に代えることができる。</p> <p>(支給期日)</p> <p>第4条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受給資格者に特別な事情がある場合は、当該年度末まで支給を延長することができる。</p> <p><u>(資格の喪失)</u></p> <p>第5条 受給資格者が当該年度内において敬老祝金を受領しないときは、当該年度における敬老祝金の支給を受ける資格を失う。ただし、</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、羽曳野市に居住する高齢者に対し敬老祝金を給付して敬老の意を表し、併せてその長寿を祝福し、かつ、その福祉を増進するとともに市民の敬老思想の高揚に資することを目的とする。</p> <p><u>(受給資格)</u></p> <p>第2条 敬老祝金は、毎年9月1日現在において満77歳、満88歳及び満100歳の者並びに満101歳以上の者で、当該日が属する年の4月1日から引き続き本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されているものに対し給付する。</p> <p><u>(給付の額)</u></p> <p>第3条 敬老祝金は、次の各号に掲げる受給資格を有する者の年齢の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を給付する。</p> <p>(1) 満77歳の者 10,000円</p> <p>(2) 満88歳の者 20,000円</p> <p>(3) 満100歳の者 100,000円</p> <p>(4) 満101歳以上の者 50,000円</p> <p>(支給期日)</p> <p>第3条の2 1 省略</p> <p><u>(申請及び裁定)</u></p> <p>第4条 敬老祝金は、本人、その扶養義務者若しくはその同居者又は当該地区担当民生委員の申請に基づいて、市長がその給付を裁定する。</p> <p><u>(資格の喪失)</u></p> <p>第5条 敬老祝金の給付を受ける者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その給付を受ける資格を失う。</p>

市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

以下省略

(1) 死亡したとき。

(2) 市内に住所を有しなくなったとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長においてその給付が適当でないとき。

以下省略